

1. 押印が省略できる条件について

質 問	回 答
<p>佐倉市からの見積書提出依頼、納品・履行、代金請求などに伴い提出する書類で押印が省略できるもの、条件を教えてください。</p>	<p>見積書、納品書、完了届、請求書、代表者変更届（使用印鑑届兼委任状は押印必要）が押印省略の対象になります（納品書、完了届は無条件で押印不要）。見積書、請求書、代表者変更届の押印を省略する場合、「本件責任者および担当者」の欄を設け、役職（所属）・氏名および連絡先（電話番号）を記載する必要があります（役職（所属）がない場合は記載なしで可）。</p> <p>ただし、令和5年度事業の請求書、代表者変更届は、令和6年4月1日以降に作成するものについても押印が必要です。</p>

2. 本件責任者及び担当者について

質 問	回 答
<p>「本件責任者及び担当者」とは誰を指しますか。</p>	<p>本件責任者は、当該案件を取り扱う部門の長ですが、役職にかかわらず書類の発行にあたって責任を有するかたを指します。</p> <p>担当者は当該案件を担当しているかたを指します（事務担当や営業担当など）。</p>
<p>本件責任者及び担当者は苗字のみの記載でよいですか。</p>	<p>苗字だけではなく名の記載もお願いします（読みがなでの記載は不可です）。</p> <p>例：氏名が佐倉 太郎の場合、「さくら たろう」や「サクラ タロウ」は不可。</p>
<p>見積書と請求書の「本件責任者及び担当者」は別の人でもよいですか。</p>	<p>見積書と請求書の作成部署が別であったり、人事異動等で担当が交代することもあることから、違う人でも構いません。</p>
<p>「本件責任者及び担当者」の役職（所属）・氏名および連絡先（電話番号）の記載があれば、請求者（代表者）の役職名・氏名の記載を省略できますか。</p>	<p>請求者の役職名・氏名は省略できません（役職がない場合は記載不要）。</p>

<p>「本件責任者及び担当者」が同一人物の場合は、どのように記載するのですか。</p>	<p>「本件責任者の役職（所属）・氏名・連絡先(電話番号)」を記載したうえで、担当者については「同上」とするか、「本件責任者・担当者」というようにまとめるなど、本件責任者と担当者が同じであることが分かるようにしてください（役職（所属）がない場合は記載なしで可）。</p>
<p>「本件責任者及び担当者」の連絡先は会社の代表電話番号が1つ記載があればよいですか。責任者と担当者それぞれの連絡先が必要ですか。</p>	<p>本件責任者と担当者の連絡先（電話番号）が同一の場合、連絡先については「同上」等と記載し、本件責任者の電話番号と同じであることが分かるようにしてください。</p>
<p>「本件責任者及び担当者」の連絡先は携帯電話でもよいですか。</p>	<p>原則として固定電話の番号を記載してください。 ただし、固定電話がない場合は、本件責任者及び担当者と確実に連絡の取れる携帯電話としてください。</p>
<p>「本件責任者及び担当者」の連絡先はメールアドレスでもよいですか。</p>	<p>書類に不明な点があった場合に直接連絡をする必要があることから、電話番号を記載してください。 ただし、電話での対応が困難な場合は、電話番号に加えてFAX番号やメールアドレス等を記載してください。</p>

3. 電子メールやFAXでの提出について

質 問	回 答
<p>電子メールで書類を提出してもよいですか。</p>	<p>押印が省略されているものに限り、電子メールによる提出も可能です。ただし添付ファイルはPDF形式とし、文字などが鮮明に読み取れるものに限りです。</p>
<p>FAXで書類を提出してもよいですか。</p>	<p>押印が省略されているものに限り、FAXによる提出も可能です。ただし文字などが鮮明に読み取れるものに限りです。</p>
<p>押印した見積書、請求書、代表者変更届をスキャナーで取り込み、電子メールに添付して提出してもよいですか。</p>	<p>押印した見積書、請求書、代表者変更届は紙で提出してください。 ただし、「本件責任者および担当者」の欄を設け、氏名および連絡先（電話番号）の記載がされている場合は、押印が省略されているものとみなし、電子メールによる提出も可とします。</p>

押印省略に関するQ&A

電子メールに見積書や請求書を添付する代わりに、見積書の内容又は請求金額を含む請求書をメール本文に記載してもよいですか。	電子メールにて提出していただく場合は、必ずPDFファイルで添付してください。メール本文に請求内容等を記載しての提出は不可です。
押印を省略した書類は、電子メールで提出しなければならないのですか。	押印を省略した場合、電子メールのほか、従来どおり郵送や持参による提出もできます。

4. その他

質 問	回 答
委任状の押印省略はできますか。	委任状は押印が必要で省略はできません。
委任状の提出が必要な場合、見積書、請求書、代表者変更届の押印は省略可能ですか。	省略できる条件を満たしているものについては省略可能です。